

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（抄）

平成24年12月21日

鳥取県条例第71号

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	(略)
設備	<p>1 定員は、4人以上とすること。</p> <p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <p>(1) 2室以上10室以下の居室</p> <p>(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備</p> <p>(3) 食堂</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 浴室</p> <p>(6) その他日常生活を営む上で必要な設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>4 共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 入居定員は、1人とすること。</p> <p>(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</p> <p>(3) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
サービスの開始	(略)
個別支援計画	(略)
サービスの	1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必

提供	<p>要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第2号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>7 <u>非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</u></p> <p>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	(略)
事故等への対応	(略)